

平成24年度の 事業評価概要

平成24年12月18日

公共事業評価実施要領改定 (H22.4.1) の概要

<事業評価の新たな取り組み(H22.4.1実施要領改定)>

○都道府県・政令市への意見聴取の導入

直轄事業等の再評価について、地方負担の負担者である都道府県・政令市等からの意見を聴く。

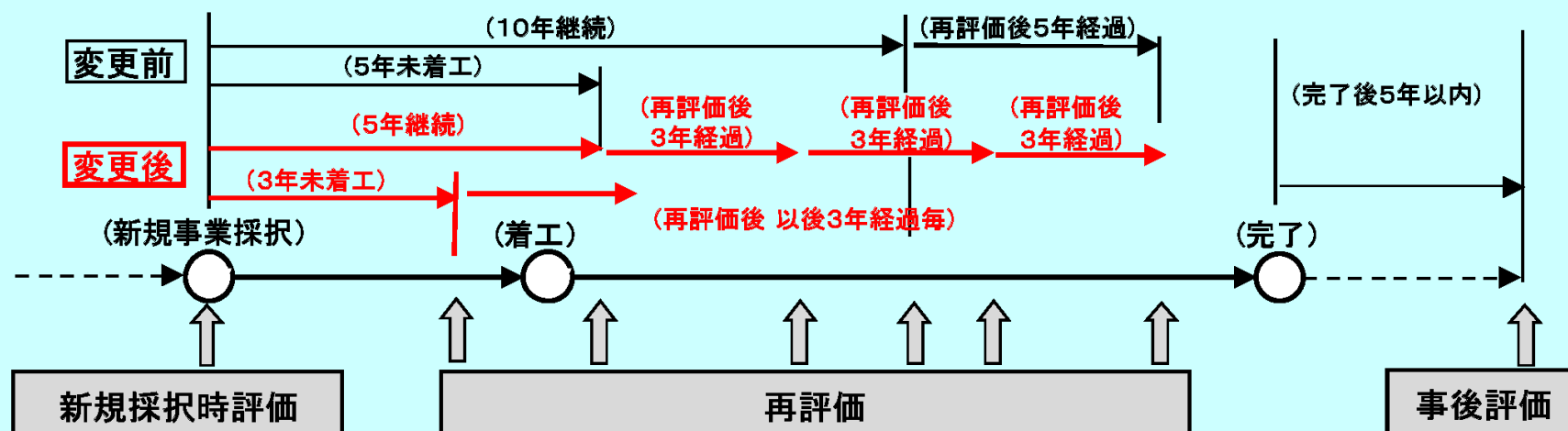
※新規事業採択時評価については、平成21年度より導入済。(H21.12.24実施要領改定)

○再評価サイクルの短縮

事業化後、10年継続で1回目の再評価となっている規定を5年継続に短縮にするほか、直轄事業等に関する実施サイクルを5年から3年に短縮する。

	変更前	変更後
公共事業	<直轄事業等、補助事業等> 5年未着工・10年継続・5年毎	<直轄事業等> 3年未着工・5年継続・3年毎 <補助事業等> 5年未着工・5年継続・5年毎
その他施設費	3年未着工・7年継続・3年毎	3年未着工・5年継続・3年毎

<事業評価の流れ（公共事業（直轄事業等））>



事業評価の予定

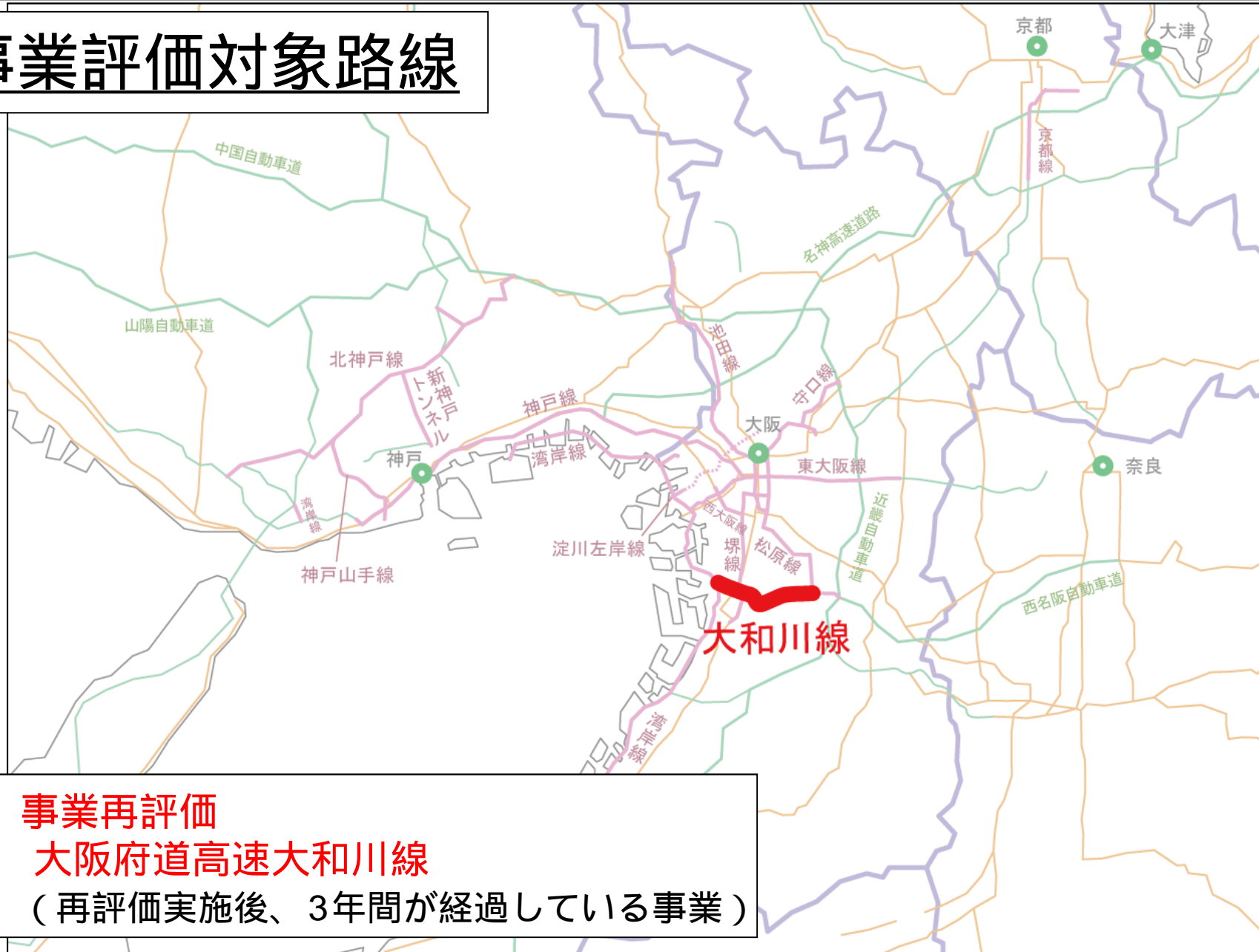
路線名	新規事業評価	再評価 (第1回)	再評価 (第2回)	再評価 (第3回)	再評価 (第4回)	再評価 (第5回)	供用日 (予定年度)	事後評価
淀川左岸線	-	H10	H15	H20	H23	H26	(H33)	H38
大和川線	-	H21	H24				(H27)	H32
神戸山手線	-	H10	H15	H20	-		H22.12.18	H27
新十条通	-	H16	-	-	-		H20.6.1	H25
油小路線	H11	H21	-	-	-		H23.3.27	H28

注1 : 評価実施済みは太斜字

注2 : 印の供用日(予定年度)は合併施行区間を含む

注3 : 新規事業評価及び再評価は平成10年度、事後評価は平成15年度に導入

事業評価対象路線



事業再評価
大阪府道高速大和川線
(再評価実施後、3年間が経過している事業)

審議の視点

【事業再評価】

再評価の視点

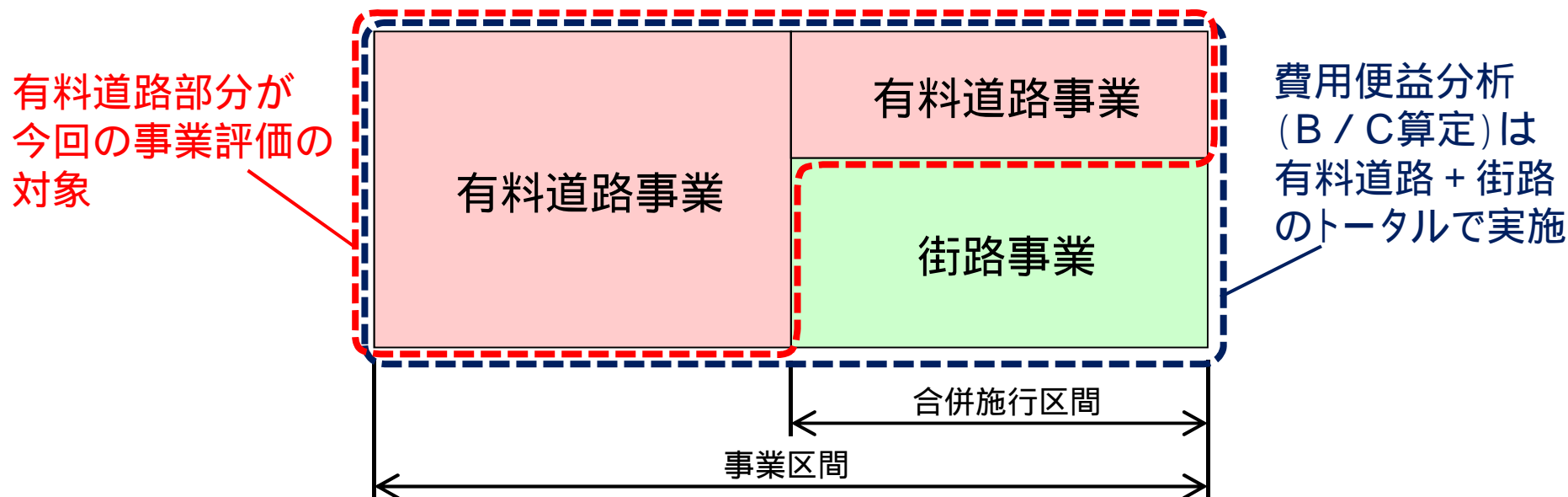
1. 事業の必要性等
事業を巡る社会経済情勢等の変化
事業の投資効果(費用対効果分析)
事業の進捗状況
2. 事業の進捗の見込み
3. コスト縮減や代替案立案等の可能性

出典:「国土交通省所管公共事業の再評価実施要領」(国土交通省)

合併施行事業における事業評価の対象について

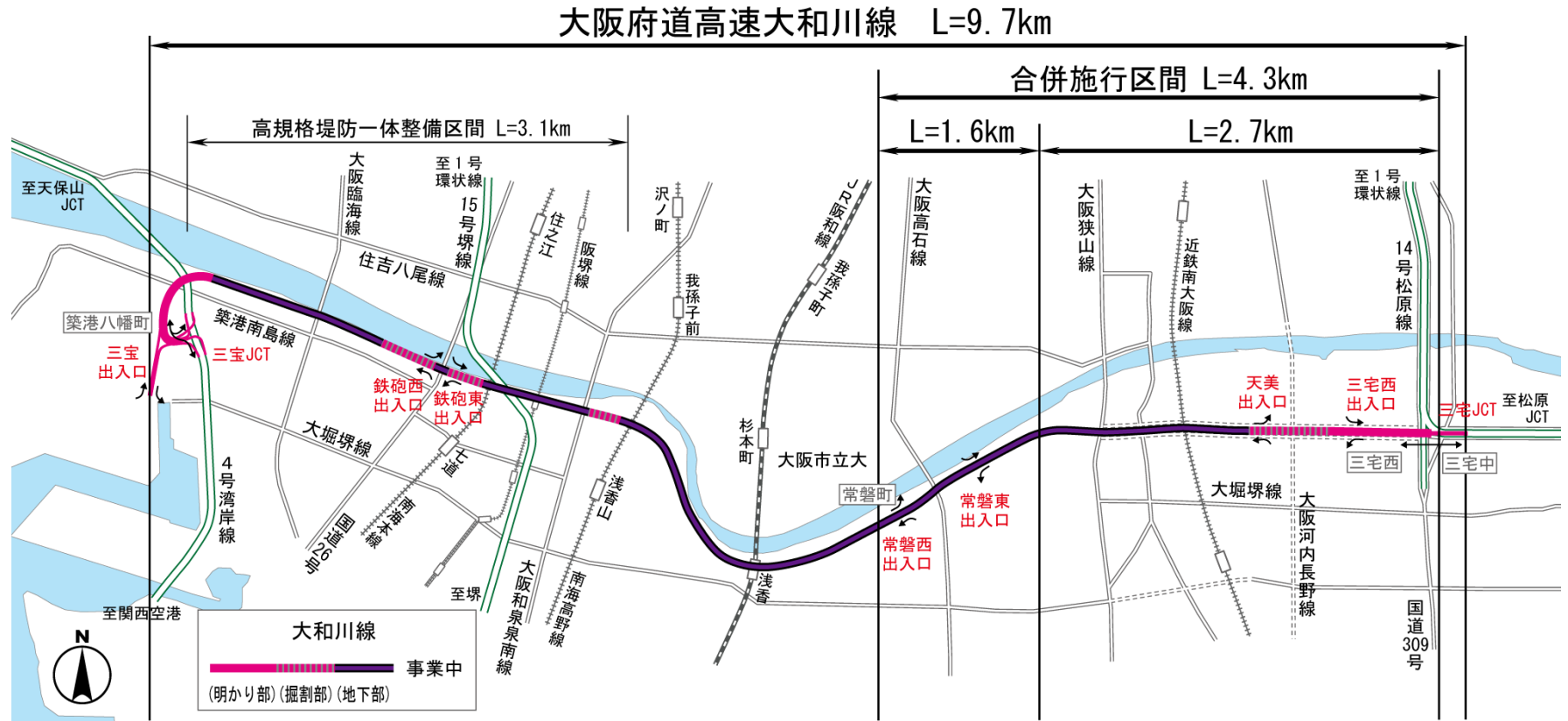
大阪府道高速大和川線

： 大阪府・堺市の街路事業と
阪神高速道路株式会社の有料道路事業との合併施行

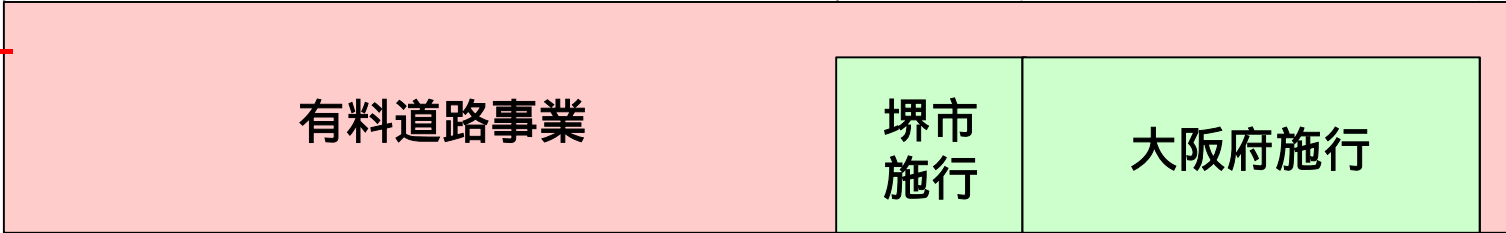


「国土交通省所管公共事業の再評価実施要領」においては有料道路事業部分を再評価の対象としている

合併施行事業における事業評価の対象について



有料道路
部分が
今回の
事業評価
の対象



本事業評価の前提条件

- ・「費用便益分析マニュアル」(H20.11)に準拠して実施
- ・平成17年度道路交通センサスに基づく将来交通量(H23.1)

費用便益分析マニュアル(H20.11)

$$\text{費用便益比 (B/C)} = \frac{\text{便益}}{\text{費用}} = \frac{\text{走行時間短縮便益} + \text{走行経費減少便益} + \text{交通事故減少便益}}{\text{事業費} + \text{維持管理費}}$$

- ・評価対象期間:50年

(評価対象期間の開始時期は、便益が発生する部分供用開始時点)

将来交通量の見直し

- ・「将来交通需要推計検討会(国土交通省)」での検討を踏まえた将来交通需要推計手法(平成22年11月公表)に基づく国土交通省推計OD表(平成23年1月)を用いて配分交通量を推計

- ・配分交通量の推計にあたっては、上記手法に基づき、将来ネットワークの設定について、未事業化ネットを除いた現況ネット+事業化済みネットで配分